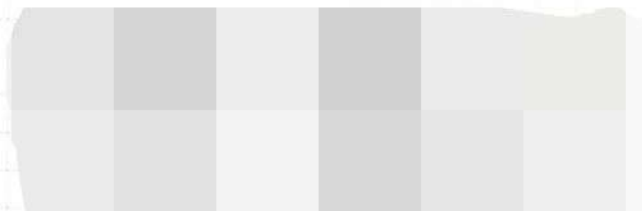
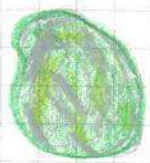


地球のカケラ

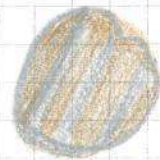
～長崎県の鉱物・岩石～

5年





石研究のきかけ



ぼくは、海岸や川岸などで
岩石を集めることが好きです。
同じ海でも色々な色や形、もよ
うの石があります。また、手
ざかりも石によて全く違
います。

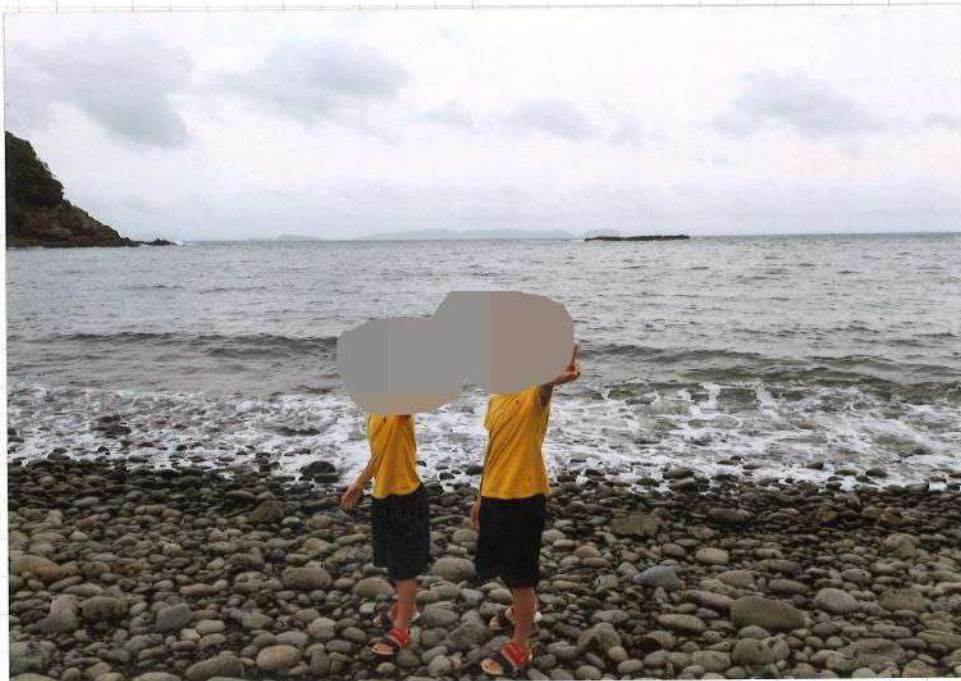
去年、ぼくは夏休みに長崎と沖
縄で採取できる岩石の違いにつ
いて研究しました。そして県が
違うと採取できる岩石の種類
が全く違うことを知りました。

そこで、次は同じ長崎県のいろ
んな場所で岩石や鉱物を採取
すると、どのような違いがあ
るのか、それとも同じ岩石ばか
りなのか知りたくなり、石研究し

たいと思いました。



佐世保市針尾島



平戸 前津吉神上海岸

石研究の手川頁

- ① 長山崎県内での岩石の採取場所を決める。
- ② 採取する日時と場所の確に人を
する。
- ③ 採取に必要な道具を準備する。
- ④ それぞれの場所で石を採取する
- ⑤ 石を洗じうしてきれいにする。
- ⑥ 種類ごとに分ける。
- ⑦ 岩石の種類を図かんで調べる。

⑧採取した岩石の種類を場所ごとにくらべてみる。

⑨石の種類ごとにケースに入れてラベルをつくりまとめる。

⑩長崎市科学館で専門の方に聞く。



石を採取した場所

①雪ノ浦海岸

〒857-2328

長崎県西海市大瀬戸町雪浦下釜郷

西海橋から車で35分ほどである。
長さ約400メートルの砂浜があり、
ウミガメの産卵を見ることができる
場所としても知られている。

②^{かし しま いづ}檜山広浦海岸

〒851-2202

長崎市檜山町1032

長崎市中心部方面から行くと国道
202号線。滑石→^{ぬすめ}ぬすめを通り、
三重の産地直売所「はまいそ」さん
から2つ目の信号を左折する。
道なりに走り行きどまりが駐車場。
階段をおりていくと海岸となる

角^す力^{もう}灘^{なだ}に突き出した半島の先端にあり、NHK大河ドラマ「龍馬伝」のロケ地とな、たことでも知られている。

③伊佐ノ浦地区

〒857-2221

長崎県西海市西海町中浦南郷伊佐ノ浦地区付近

長崎市から時津町琴海地区を通り、西海市へ。長崎市から車で約80分のところにある。

④三重海岸

〒851-2204
長崎市三重町

市街地から車で約36分。

バスだと、「マリンヒル三京」で下車徒歩約3分のところ。

北は三方山、東は大岳^{なづみ}、鳴鼓岳^{だけ}、西は土佐賀山、野々岳に囲まれ、南は穏やかな角^す力^{もう}灘^{なだ}に面している。

⑤ 琴海形上地区の海岸

〒851-3213
長崎市琴海形上町

長崎駅から国道206号線を経由し、
25Kmの約1時間である。
波静かな形上湾と村松湾に面する景
勝地にある。

⑥ 佐世保市針尾島

〒859-3242
長崎県佐世保市指方町針尾島

針尾島は佐世保市の南に約10Kmに位
置し、大村湾と佐世保湾の間に浮かぶ島
である。島に突きささる3本のコンクリート製
の針尾送信所電波塔が目印となる。
周囲には果樹園が広がっている。
地質は、流紋炭質の溶岩台地である。

⑦ 東彼杵郡波佐見町の山道

〒859-3702

長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷

波佐見焼きで有名な白山陶の本社のすぐそばにある三叉路を、中尾郷方面へ走り、県道1号線の中尾山入口あたり。

この地域は明治時代には金鉱脈が発見されて、金や銀が採掘されていたそう。

⑧ ^{ひら} ^と ^{まえ} ^っ ^{よし} ^{かみ} ^{あづ} ^{かい} ^{かん} 平戸前津吉神上海岸

〒859-5523

長崎県平戸市前津吉町494

平戸市南部フェリー乗場のある津吉漁港近くに位置する。前津吉町の街外れにある。

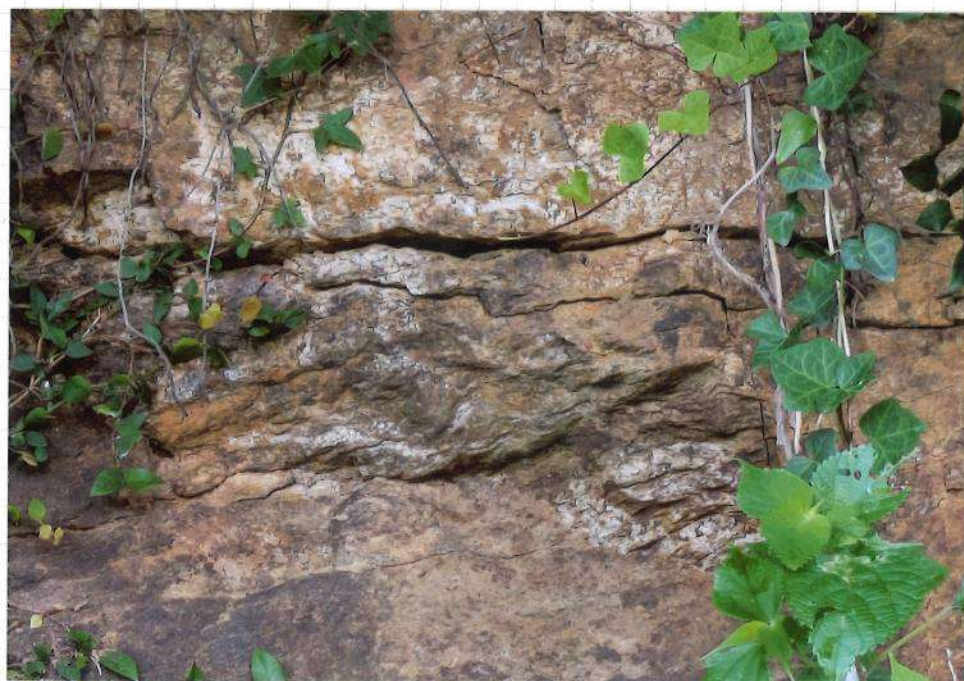
①雪ノ浦海岸



②檜山広浦海岸



③伊佐ノ浦地区



④ 三重海岸



⑤ 琴海形上海岸



⑥ 佐世保市針尾



東彼杵郡
⑦ 波佐見町三股郷
⑧ 平戸前津古・神上海岸





服そう



海岸は、とがった石や貝がらなどもあるので素足は危険です。

マリンシューズやスニーカーなどをはきましょう。また、素手で岩石を採取するのは危険です。軍手をつけて採取しましょう。

夏はぼうしもかいてみましょう！！

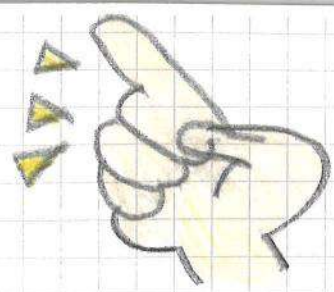
熱中症に気をつけて、こまめに水分をとりましょう。

海は危険がともなうので子どもだけではいかず大人の人と行きましょう！！

石をひろう時の注意

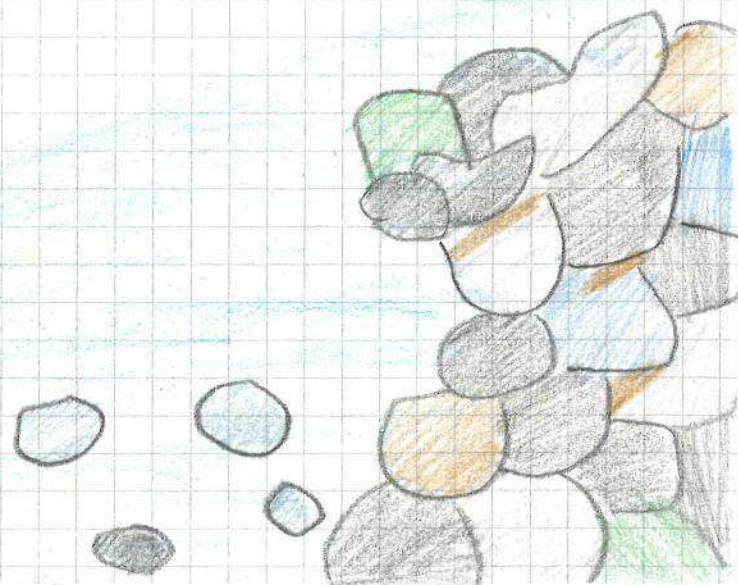
海岸や河川は国や県のもので
国土交通省や県の土木課な
どで管理されて海岸法、河川法
という法律で管理されてしま
す。また多くの観光地として
いる山や海などの自然公園に
は、自然公園法という法律が
あります。

海岸法



第八条

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は主務省令で定めるところにより海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし政令で定める行為については、このかぎりではない。



一. 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。

二. 水面又は公共海岸の土地において、他の施設等の新設し、又は改築すること。

三. 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

引用: 国土交通省・海岸法

つまり、基本的には、海岸の石や砂等の採取は禁止されています。ですが、個人が自由使用のはんい内でえいしょうがでなくぐらいに採取するのは問題ありません。しょう細は、各自治体に問い合わせ確認しましょう！！

